

渡良瀬川大規模氾濫に関する減災対策協議会規約

(設置)

第1条 水防法第15条の9に基づく大規模氾濫減災対策協議会として、「渡良瀬川大規模氾濫に関する減災対策協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

(目的)

第2条 本協議会は、「施設では防ぎ切れない大洪水は発生するもの」へと意識を変革し、社会全体で洪水氾濫に備える「水防災意識社会」を再構築するため、多様な関係者が連携して、渡良瀬川における洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とする。

(協議会の対象河川)

第3条 協議会は、渡良瀬川河川事務所管内における渡良瀬川、桐生川、旗川、秋山川、矢場川、多々良川を対象とする。

(組織)

第4条 協議会は、別表1に掲げる委員をもって構成する。

2 協議会に会長を置く。会長は委員間の互選によってこれを定める。

3 会長は、必要に応じて協議会を招集し議事運営を行う。

4 会長は、第1項によるもののほか、必要があると認めるときには構成員を追加するほか、構成員以外の者を協議会に出席させ、意見を求めることができる。

(幹事会)

第5条 協議会の円滑な運営を行うため、協議会に幹事会を置く。

2 幹事会は、別表2に掲げる委員をもって構成する。

3 幹事会に幹事長を置く。幹事長は委員間の互選によってこれを定める。

4 幹事長は、必要に応じて協議会を招集し議事運営を行う。

5 幹事長は、第2項によるもののほか、構成員以外の者を幹事会に出席させ、意見を求めることができる。

(事務局)

第6条 本協議会の事務局を、渡良瀬川河川事務所調査課におく。

(協議会の検討内容)

第7条 協議会で行う検討内容は、以下のとおりとする。

1. 現状の水害リスク情報や取組状況の共有

2. 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた「地域の取組方針」の作成

3. 「地域の取組方針」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ

4. その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項

(会議の公開)

第8条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

- 2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。
- 3 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

本規約は、平成28年 5月18日から施行する。(第1回協議会の日)

平成28年 7月 1日改定

平成29年 5月25日改定

平成30年 5月31日改定

令和 元年 5月31日改定

関東地方整備局 渡良瀬川河川事務所長
気象庁 宇都宮地方気象台長
気象庁 前橋地方気象台長
独立行政法人水資源機構 草木ダム管理所長
栃木県知事
群馬県 総務部 危機管理室長
群馬県 県土整備部 河川課長
埼玉県 危機管理防災部 消防防災課長
埼玉県 県土整備部 河川砂防課長
足利市長
栃木市長
佐野市長
桐生市長
太田市長
館林市長
みどり市長
板倉町長
明和町長
千代田町長
大泉町長
邑楽町長
加須市長

国土交通省関東地方整備局 渡良瀬川河川事務所 副所長
気象庁 宇都宮地方気象台 防災管理官
気象庁 前橋地方気象台 防災管理官
独立行政法人水資源機構 草木ダム管理所 所長代理
栃木県 県民生活部 危機管理課長補佐
栃木県 県土整備部 県土防災対策班長
栃木県 栃木土木事務所 次長
栃木県 安足土木事務所 次長
群馬県 総務部 危機管理室 補佐
群馬県 県土整備部 河川課 補佐
群馬県 太田土木事務所 副所長
群馬県 桐生土木事務所 次長
群馬県 館林土木事務所 次長
埼玉県 危機管理防災部 消防防災課 副課長
埼玉県 県土整備部 河川砂防課 副課長
埼玉県 行田県土整備事務所 副所長
足利市 危機管理課長
栃木市 危機管理課長
佐野市 危機管理課長
桐生市 安全安心課長
太田市 防災防犯課長
館林市 安全安心課長
みどり市 危機管理課長
板倉町 総務課長
明和町 総務課長
千代田町 総務課長
大泉町 安全安心課長
邑楽町 安全安心課長
加須市 危機管理防災課長
加須市 治水課長